

令和6年6月

## 中札内村議会定例会会議録

令和6年6月4日（火曜日）

### ◎出席議員（8名）

1番	船田幸一君	2番	北嶋信昭君
3番	大和田彰子君	4番	木村優子君
5番	福原一斉君	6番	戸水隆君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

### ◎欠席議員（0名）

### ◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	森田匡彦君	教育長	上田禎子君
農業委員会会長	出羽義幸君	代表監査委員	木村誠君

### ◎中札内村長の委任を受けて出席した者

副村長	山崎恵司君	総務課長	中道真也君
住民課長	山崎副村長兼務	福祉課長	高桑佐登美君
産業課長	尾野悟里君	施設課長	川尻年和君
総務課	山澤康宏君	総務課	下浦強君
参事		課長補佐	
住民課	山本一美君	住民課	平山直人君
課長補佐		課長補佐	

### ◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 渡辺大輔君

### ◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 野原誠司君

### ◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	平澤悟君	書記	植松菜々美君
--------	------	----	--------

## ◎議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		議会運営委員会の報告
日程第3		会期の決定
日程第4		諸般の報告
日程第5		町村議会議員研修会への参加について
日程第6		閉会中の所管事務調査について
日程第7		委員の派遣について
日程第8		村政・教育行政執行状況報告
日程第9	意見書案第1号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
日程第10	請願第1号	2025年度地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める請願
日程第11	請願第2号	2024年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の採択を求める請願
日程第12	報告第2号	繰越明許費繰越計算書について
日程第13	報告第3号	繰越明許費繰越計算書について
日程第14	議案第33号	中札内村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第34号	中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案第35号	中札内村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17	議案第36号	中札内村地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18	議案第37号	中札内村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第38号	中札内村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第39号	北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程第21	議案第40号	財産の取得について
日程第22	議案第41号	財産の取得について
日程第23	議案第42号	工事請負契約の締結について
日程第24	議案第43号	工事請負契約の締結について
日程第25	議案第44号	工事請負契約の締結について

日程第 2 6	議案第 4 5 号	令和 6 年度中札内村一般会計補正予算について
日程第 2 7	議案第 4 6 号	令和 6 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 2 8	議案第 4 7 号	令和 6 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
日程第 2 9	議案第 4 8 号	令和 6 年度中札内村簡易水道事業会計補正予算について
日程第 3 0	議案第 4 9 号	令和 6 年度中札内村公共下水道事業会計補正予算について

## ◎開会宣告

- 議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は8人です。  
定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年6月中札内村議会定例会を開会いたします。  
ただちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（中井康雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番福原議員と6番戸水議員を指名いたします。

## ◎日程第2 議会運営委員会の報告

- 議長（中井康雄君） 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。  
議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。  
委員長の報告を求めます。  
宮部議会運営委員長、登壇願います。

（宮部修一議会運営委員会委員長登壇）

- 議会運営委員会委員長（宮部修一君） おはようございます。  
令和6年中札内村議会6月定例会について、5月28日、全委員、副村長及び総務課長の出席のもとで、議会運営委員会を開催し、その運営について協議を行いました。  
その内容をご報告いたしますので、会議運営について、ご協力をお願いいたします。  
会期につきましては、本日から10日までの7日間であります。  
今定例会への村長提案は、報告が2件、議案が17件であり、報告は繰越明許費繰越計算書についてが2件、議案は条例の一部改正が6件、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更が1件、財産の取得が2件、工事請負契約の締結が3件、一般会計、特別会計及び事業会計の補正予算が5件となっており、その他、村政及び教育行政執行状況報告がなされます。  
また、議会報告、提案等は、諸般の報告、町村議会議員研修会への参加計画、閉会中の所管事務調査通知、委員の派遣、その他、意見書案が1件であります。  
請願につきましては、請願が2件、陳情が2件提出されており、請願2件は所管の総務厚生常任委員会に付託し、陳情2件は資料配布の取扱いといたしました。  
意見書案1件、報告2件、議案17件については、初日の本会議での審議とさせていただきます。  
一般質問は、4名から4問の通告がありましたが、10日での質問を予定してください。  
一般質問等で質問をする際に、写真やパネル等を使用する場合には、事前に議長の承認を受け、写真等の写しを議場内に配布してから質問をするようにしてください。  
また、携帯電話及びスマートフォンの議場への持ち込みを禁止としますので、厳守いただきますようお願いいたします。  
以上であります。以上、質の高い政策論議での会議となりますようお願いし、協議内

容についてのご報告といたします。

○議長（中井康雄君） 報告が終わりました。

### ◎日程第3 会期の決定

○議長（中井康雄君） 日程第3、会期の決定を議題にいたします。  
お諮りします。

この定例会の会期は、本日から6月10日までの7日間にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月10日までの7日間に決定いたしました。

### ◎日程第4 諸般の報告

○議長（中井康雄君） 日程第4、諸般の報告をいたします。

3月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書については、印刷したものをお手元に配布いたしましたので、了承願います。

### ◎日程第5 町村議会議員研修会への参加について

○議長（中井康雄君） 日程第5、町村議会議員研修会への参加についてを議題にいたします。

局長より説明いたします。

○議会事務局長（平澤悟君） それでは、各議員研修会参加計画書について、ご説明をいたします。

赤ナンバー3番から7番が各参加計画書でございます。

はじめに、赤ナンバー3番をご覧ください。

この参加計画書は、会議規則第129条の規定に準じ、北海道町村議会議長会主催による北海道町村議会議員研修会に、閉会中における議員研修として参加するものであります。

目的は、議員の研鑽と資質の向上を図るためであり、参加者は全議員8名と議会事務局2名の計10名で参加するものであります。

期日は、令和6年7月2日、3日の2日間、札幌コンベンションセンターを会場として開催予定でございます。

続きまして、赤ナンバー4番をご覧ください。

この参加計画書は、会議規則第129条の規定に準じ、北海道町村議会議長会主催による町村議会広報研修会に、閉会中における議員研修として、参加するものであります。

目的は、議会広報紙の編集技術の向上と普及発展に資するためであり、参加者は、議会広報特別委員会委員4名と議会事務局2名の計6名で参加するものであります。

期日は、令和6年8月19日、20日の2日間、ポールスター札幌を会場として開催予定でございます。

続きまして、赤ナンバー5番をご覧ください。

この参加計画書は、会議規則第129条の規定に準じ、十勝町村議会議長会主催による十

勝町村議会議員研修会に、閉会中における議員研修として参加するものであります。

目的は、議員の研鑽と資質の向上を図るためであり、参加者は、全議員8名と議会事務局2名の計10名で参加するものであります。

期日は、令和6年10月30日、清水町文化センターを会場として開催予定でございます。続きまして、赤ナンバー6番をご覧ください。

この参加計画書は、会議規則第129条の規定に準じ、南十勝町村議会議長会主催による南十勝町村議会議員研修会に、閉会中における議員研修として、参加するものであります。

目的は、議員の研鑽と資質の向上を図るためであり、参加者は、全議員8名と議会事務局2名の計10名で参加するものであります。

期日は、当番町村議会が決定する日で、大樹町で開催予定でございます。続きまして、赤ナンバー7番をご覧ください。

この参加計画書ですが、会議規則第129条の規定に準じ、二村議会議員研修会に、閉会中における議員研修として、参加するものであります。

目的は、議員の研鑽と資質の向上を図るためであり、参加者は、全議員8名と議会事務局2名の計10名で参加するものであります。

期日は、当番村議会が決定する日で、更別村で開催予定でございます。以上、各研修会参加計画書の説明といたします。

**○議長（中井康雄君）** 説明が終わりました。

お諮りします。

町村議会議員研修会の参加については、会議規則第129条の規定により、派遣承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、町村議会議員研修会の参加を計画書のとおり、派遣承認することに決定いたします。

## ◎日程第6 閉会中の所管事務調査について

**○議長（中井康雄君）** 日程第6、閉会中の所管事務調査についてを議題にいたします。

局長より説明いたします。

**○議会事務局長（平澤悟君）** それでは、所管事務調査通知書について、ご説明をいたします。

赤ナンバー8番から11番までが、所管事務調査通知書でございます。

はじめに、赤ナンバー8番をご覧ください。

総務厚生常任委員会と産業文教常任委員会による合同調査で、会議規則第73条の規定により、両委員長から議長に通知を行うものであります。

調査の事項は、両委員会による所管事務調査であり、目的は、村内各施設の運用、活用状況及び各事業の執行状況の調査のため、現地調査を行うものであります。

方法は、両委員会の合同調査であり、期間は調査が完了するまでとし、随行、説明は、各担当課職員及び議会事務局員に同行を求めるものであります。

続きまして、赤ナンバー9番をご覧ください。

産業文教常任委員会による村内における農作物作況調査で、人員は、委員会委員5名で、期日は、令和6年9月上旬に調査を行いたいと考えております。

続きまして、赤ナンバー10番をご覧ください。

総務厚生常任委員会の所管事務に係る村内の行政推進状況の調査を行なうもので、調査期間は調査が完了するまでであります。

続きまして、赤ナンバー11番をご覧ください。

産業文教常任委員会の所管事務に係る村内の行政推進状況の調査を行なうもので、調査期間は調査が完了するまでであります。

以上、各委員会の所管事務調査通知書の説明といたします。

**○議長（中井康雄君）** 説明が終わりました。

お諮りします。

閉会中における所管事務調査として通知のありました総務厚生常任委員会及び産業文教常任委員会の調査については、会議規則第73条の規定により、これを承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の所管事務調査は、通知書のとおり承認することを決定いたしました。

## ◎日程第7 委員の派遣について

**○議長（中井康雄君）** 日程第7、委員の派遣についてを議題にいたします。

局長より説明いたします。

**○議会事務局長（平澤悟君）** それでは、委員の派遣についてご説明をいたします。

赤ナンバー12番をご覧ください。

こちらが委員派遣承認要求書で、この委員派遣は、総務厚生常任委員会並びに産業文教常任委員会合同による視察調査派遣で、会議規則第74条の規定により、総務厚生並びに産業文教両委員長から議長に要求があったものであります。

調査事項は5件で、1点目、2点目が更別村を視察調査しようとするものであり、内容は1点目が更別村の地域公共交通の視察調査、2点目が更別村農業協同組合の堆肥化施設の視察調査であり、期日は7月10日、水曜日に実施しようとするものであります。

目的は、1点目が更別村で行われている「乗合タクシー」、「村民バス」などの地域公共交通の運行状況、利用状況等について、2点目が堆肥化施設における甜菜出荷時に返送される残土等の処理について、先進地の取組みを視察、調査を行うものであります。

続きまして、3点目、4点目が釧路管内鶴居村を視察調査しようとするものであり、内容は、3点目が本村も加盟しております「日本で最も美しい村」連合に関する取組みの視察調査、4点目が鶴居村で廃校となった学校施設における活用事例の視察調査であり、期日は更別村の翌日、7月11日、木曜日に実施しようとするものであります。

目的は、3点目が早くから「日本で最も美しい村」連合に加盟している鶴居村の環境づくり、景観や環境を守るための取組み等について、4点目が廃校となった学校施設を活用したクラフトビール工場の取組み、旧学校施設を活用することとなった経緯等について、視察、調査を行うものであります。

最後に、5点目が上士幌町を視察調査しようとするものであり、内容は上士幌町の地域公共交通の視察調査であり、期日は9月30日、月曜日に実施しようとするものであります。

目的は、上士幌町で行われています「農村部におけるデマンド交通」、「市街地循環バス」

などの地域公共交通の運行状況、利用状況等について、先進地の取組みを視察、調査を行うものであります。

派遣委員は、5件全てにおいて、両委員会に所属する全委員の8名で視察調査しようとするものであります。

以上、委員派遣承認要求書の説明といたします。

**○議長（中井康雄君）** 説明が終わりました。

お諮りします。

委員の派遣については、会議規則第74条の規定により、これを承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、委員の派遣については、委員派遣承認要求書のとおり派遣承認することに決定いたしました。

## ◎日程第8 村政・教育行政執行状況報告

**○議長（中井康雄君）** 日程第8、村政執行状況報告及び教育行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありますので、これを許します。

はじめに、森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

**○村長（森田匡彦君）** 定例会の開会に当たり、3月以降の村政執行状況の主なものについてご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷をもって配付させていただいておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

はじめに総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、職員研修では、今年度採用の職員を対象とした新任職員等研修会を4月22日、23日の2日間、求められる職員像、コンプライアンス、まちづくり計画及び重点施策、村内施設見学など、各担当、管理職が講師となり行っております。

また、新採用職員については、十勝定住自立圏広域研修で開催された接遇研修にも参加しております。

第1回行政区長会議を4月11日に開催し、村政執行の基本方針や予算概要などについて説明するとともに、行政運営全般に関する意見や提言をいただいております。

宅地分譲地の公売状況では、ヴィレッジときわ野第5次分譲地で、3月以降、6月3日現在になりますが、最新の数値で3件の申込みがありまして、8区画中5件の申込みを受け付けております。

消防団についてですが、5月1日付で消防団本部に女性団員4名と第1分団に3名の男性団員の計7名が新たに入団し、団員総数が56名、93.3%の充足率となりました。

本年度の消防団演習は、明日6月5日に開催されます。

次に、企画財政グループについてですが、地域おこし協力隊インターンは、2週間から6ヶ月の期限付きで、三大都市圏に住む方や村出身者を会計年度任用職員として任用し、村の仕事を体験してもらう制度で、今年度は、現時点で社会人経験者2名と学生1名の計3名から申込みがあり、任用を決定しております。

6月以降、観光振興など様々な業務に携わっていただき、村に新風を吹き込んでいただき

ます。

日本で最も美しい村づくり北海道連携会議は、定期総会が5月23日、美瑛町を会場に全道加盟9町村の首長はじめ36名の参加のもと開催され、本村からは副村長ほか職員2名が参加しております。

男女共同参画では、3月22日、5月17日にそれぞれ推進委員会を開催し、男女共同参画推進計画の進捗状況の報告のほか、中学生作文コンクールの募集や住民意識アンケートの実施等について協議しております。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

税務出納グループについてですが、令和5年度分及び過年度分の税金または使用料等の連絡のない未納者に対する一斉徴収を、該当する担当課と協力して5月19日に実施いたしました。戸別訪問により、未納分の徴収及び早期の納付を促しました。

次に、住民グループについてですが、令和6年3月に、火葬場の暖房機系統の配管から灯油漏洩が発生し、汚染土壌の掘削を実施しております。

なお、掘削した汚染土壌は一時仮置きをしており、掘削箇所の埋戻し及び土の処分費用を含めて、今回の補正予算に追加しております。

住民サービスの向上を図るため、5月7日から住民票、印鑑証明書、税証明、戸籍等交付申請書に対応した書かない窓口を実施しております。

来庁された方にはアンケートを実施し、概ね良い評価を得られております。

今後は、準備ができ次第、転入・転出手続きの住民異動届や上下水道・情報無線・児童手当等の手続きについても実施していきたいと考えております。

例年実施しております「クリーンなかさつない」は、5月11日に役場庁舎及び上札内交流館に集合し、3路線を選定して、ごみ拾いを実施しております。

村民の皆さまをはじめ、団体や一般企業の方々の地域貢献なども含め、約150名の方々に参加協力をいただきました。

「日本で最も美しい村」にふさわしい景観と環境づくりに、ご賛同いただいた皆さまに心より感謝と敬意を表する次第であります。

排出ごみの減量化と製品の再利用、リサイクル化を目的に実施しております古着、古布並びに小型家電の回収は、5月25日にリサイクルセンターを会場に実施し、多くの古着や小型家電が持ち込まれました。

今後8月24日、11月16日にも実施を予定しておりますので、多くの方のご利用をお願い申し上げます。

令和4年度から取組む音響によるヒグマ退避型装置の実証試験につきましては、音響への慣れや音が届かない範囲でヒグマがカメラに映るなど、効果が薄れてきていると岡山理科大学の辻維周教授から報告を受けておりますが、桜六花公園内の被害は減少しており、一定程度の効果はあることから、今年度についても桜六花公園での試験を5月から実施しております。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、地域まるごと元気アッププログラ「まる元運動教室は、初級、中級クラス及び運動強度を高めて筋力の維持、向上を目指すまる元プラスの5クラスで実施し、登録されている90名の方が継続して運動に取り組まれております。

災害時に備えて、現在、避難行動要支援者名簿の更新作業を開始しております。令和4年度までに登録いただいていた方に、改めて申請書を送付し、5月17日現在、56名の方に提出いただきました。

対象となる方でまだ申請書を提出されていない方には、今後、職員や地区の担当民生委員が訪問し、近況の把握と名簿登録の声掛けを行ってまいります。

次に、保健グループについてですが、国保特定健診、後期高齢者の健診、がん検診などを受けることができる巡回健診は、6月13日から17日まで、上札内交流館と保健センターの2会場で予定しており、5月15日までに、延べ283名の申込みを受けております。

住民の食生活改善と生活習慣病の予防を目的とした七色献立プロジェクト健康ポイント事業は、昨年度よりも開始時期を早めて、5月11日からスタートしております。

新規参加申込みや活動量計の受け渡し等の受付業務は、引き続きサツドラ中札内店舗へ委託し、休日や夜間の対応など、利便性の向上を図っております。

併せて、4月27日にサツドラ店舗において、昨年度までのキックオフセミナーに替わる健康ポイント事業スタートアップ測定会を開催し、参加申込みや血管年齢測定、栄養相談など、32名の方にご参加いただきました。

また、昨年度の参加者のうち322名から寄附をいただいた健康ポイント、合計83万2,500ポイントは、中札内中学校へ贈呈させていただきました。

なお、今年度分につきましては、上札内小学校と新たに中札内高等養護学校への寄附を予定しております。

次に、保育園関係についてですが、中札内きらきら保育園は4月1日に入園式を行い、106名が新年度を迎えております。

例年8月末に実施しておりました保育園運動会は、昨年の猛暑による影響等を考慮し、園児の身体的負担を軽減するため、今年は6月29日土曜日の開催を予定しております。園児たちは運動会本番に向けて、一生懸命練習に取り組んでおります。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

国立公園への指定を目指して取り組んできた日高山脈襟裳国定公園が、5月22日に開催された環境省中央環境審議会自然環境部会において、「日高山脈襟裳十勝国立公園」の名称で国立公園化が決定いたしました。

村では、昨年度からの継続委員17名によるPR事業実行委員会を4月22日に開催し、今年度の活動を始めたところですが、今回の決定を受けて、8月9日には日高山脈の魅力伝える「山の日」講演会の開催を予定しているほか、8月25日には国立公園化を記念した村民祝賀会の開催を予定し、準備を進めております。

また、今年度も9月上旬に北海道大学山岳部の方々に協力をいただきながら、各種体験事業等の開催を予定しております。

農業関係では、4月から5月上旬は比較的晴れて気温の高い日が多く、日照時間も平年並みであったことから、春作業は順調に進み、各作物の生育も順調な状況となっております。

今後も好天に期待し、順調な生育を願っているところであります。

食育、地産地消では、中札内産農畜産物の地産地消の拡大を目指して、村内24店に参加していただき、日高山脈国立公園化にちなんだ賞を用意した「食の応援団のお店スタンプラリー」を4月26日から10月末までの期間で実施しております。

大規模草地育成牧場については、5月11日から順次、放牧を実施しておりますが、5月14日現在、舎飼、放牧を合わせて726頭の受け入れを行っております。

林業関係では、村有林整備工事として、準備地拵3.61ヘクタールが完了したほか、植栽7.49ヘクタールは6月10日の完了予定となっております。

また、木育関係では、昨年度から村の木であるカシワを材料に、中札内高等養護学校に制作をお願いしてきた「森の輪」の贈呈式を5月20日に開催いたしました。贈呈式には、中

札内高等養護学校木工科の生徒にもご参加いただき、生徒から4組の乳児とその保護者にドーナツ型の木のおもちゃが直接手渡されました。

商工業関係では、まちなかのにぎわいづくりの拠点施設として整備を行ってきた「まちなかキッチンスタジオ」が完成し、5月12日にオープニングセレモニーを開催いたしました。

セレモニーには、議員の皆さまをはじめ、村内関係機関、団体の方24名にもご参加いただき、正面玄関前にてテープカットを行った後、レンタルキッチンでの料理教室をイメージしたライブキッチン体験や食事スペースにて軽食をご賞味いただいたところであります。

観光関係では、札内川園地については、株式会社A O I L Oによる指定管理運営を行っておりますが、4月24日に関係者による安全祈願祭を行い、今年度の営業を始めております。

また、4月27日から5月6日までのゴールデンウィーク期間中、桜の名所である桜六花公園や札内川園地を巡る「なかさつない桜ウィークスタンプラリー」には、期間中、約2,200名に村内の景勝地を巡っていただきました。

なお、5月4日以降は、桜六花公園において、熊の目撃情報が相次いだことから、公園への立ち入りを中止し、桜六花公園以外のポイントを巡っていただくよう観光客等に周知を行ってきております。

道の駅は、4月1日から物産販売店舗が今期の営業を始めております。

4月の集客数は、昨年同月と比較して2.1%の減となっておりますが、ゴールデンウィーク期間中の道の駅カントリープラザの来場者数は、昨年度よりも12%増の約1万4,000人となっております、多くの方にご来場いただいております。

次に、施設課所管事項について申し上げます。

移住定住促進関係では、随時、定住促進支援事業を受け付けてしております。

民間賃貸住宅家賃助成については、前年度から47件を継続認定し、新規対象者に対してはダイレクトメール等による周知を行い、新規受付に取り組んでおります。

また、昨年度から取り組んでいる住宅リフォーム支援金は、17件の申請を受理及び補助決定しており、既存住宅の増築や修繕等に取り組まれております。

移住定住への問い合わせについては、5月末までに電話、メール及び来庁による相談が2件あり、双方ともに関東圏から本村への移住を検討している状況であります。

さらに、移住体験住宅については、多くの申込みや問い合わせが寄せられており、既に9月下旬まで11世帯から1週間前後から1ヶ月を超える利用を受けております。

このうち、今年度試行的に移住促進協議会で取り組んでいる航空機の定額利用事業「移住促進サブスクリプション」について、1件の利用を決定しております。

村営住宅関係では、年度末の住宅退去に伴う補修を完了し、随時募集住宅で1件の入居者を決定しております。

公園管理関係では、管理委託業務の発注を終えて供用開始を行っているとともに、適正な維持管理に努めております。

また、昨年6月にリニューアルオープンした鉄道記念公園では、複合遊具や噴水等に、ゴールデンウィークを含む休日に多くの家族連れなどが訪れ、賑わいを見せております。

道路維持関係では、道路路面清掃を実施しており、管渠清掃及び舗装等補修についても随時作業を進めてきております。

工事等の発注関係では、指名競争入札等の実施により、中札内村道路維持補修・除排雪委託業務ほか10件の工事等の発注並びに契約締結を終えております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

**○議長（中井康雄君）** 次に、上田教育長、登壇願います。

(上田禎子教育長登壇)

**○教育長(上田禎子君)** 定例会の開会にあたり、3月村議会定例会以降の教育委員会所管事項の主なものについて、ご報告させていただきます。

はじめに、学校教育の状況について申し上げます。

今年度の各小中学校別の児童、生徒数は、中札内小学校が13学級181名で前年比22名の減少、上札内小学校が5学級16名で前年比4名の減少、中札内中学校が7学級123名で前年比12名の増加で、新入学児童30名、新入学生徒47名を迎え、4月8日に入学式及び始業式を行いました。

また、上札内小学校の山村留学生は、1年生1名、3年生3名、4年生1名、5年生1名、6年生1名の7名を受け入れ、山村留学推進協議会や地域の支援を得ながら、保護者とともに生活して毎日元気に登校しております。

全国学力・学習状況調査は、4月18日に小学6年生と中学3年生を対象に、国語と算数・数学の2科目を実施しております。

この調査結果を各学校及び学力・体力向上等サポート会議で分析、考察し、成果と課題、授業改善の方策、家庭教育の充実に向けた取組みを進め、児童生徒の確かな学力の向上を図ってまいります。

地域協働型学校づくり協議会コミュニティ・スクールは、5月15日に第1回会議を開催し、委員の委嘱と各学校の経営基本方針や協議会の事業計画などについて意見を交わしました。

今年度から不登校や登校しぶり、特別な支援が必要な児童生徒や保護者の相談等に迅速に対応する義務教育指導主幹を配置し、週2回は小中学校で相談業務を行っており、児童生徒が抱える問題の解決に向けて、保護者や学校、関係機関と連携して取り組んでおります。

次に、社会教育の状況であります。ポロシリ大学は、4月19日に入学式を行い、最齢96歳の学生を含め、75名でスタートしました。

5月の定例授業では、村在住のパーソナルトレーナーの西田匡孝さんから健康を保つために必要な筋力を維持するポイントやストレッチ方法を学びました。

大変好評で、冬にもお願いしたいという声が挙がっておりました。

また、6月14日に特別授業として、アイヌ文化を学ぶ講演会を一般村民の方々も参加していただけるよう公開してまいります。

アートの村づくり事業「なかさつ音まちプロジェクト」は、6月15日に砂を使って絵を描き、物語を紡いでいくサンドアート公演を開催いたします。

部活動の地域移行では、剣道が小中学生合同の少年団9年制を踏まえた地域クラブとして活動し、バドミントンも競技経験者が子どもたちの指導を担う体制を整え、中学生の受け皿にもなれるように活動しています。

また、今年度から部活動練習前に行うウォーミングアップ方法について、競技に応じたメニューで生徒に指導する取組みを始めています。

野外運動施設の使用開始状況ですが、4月27日に札内川総合運動公園、5月2日に上札内公園パークゴルフ場をオープンしました。

また、村民プール「すいすい」は5月18日にオープンし、19日までの両日を無料開放して81名の利用がありました。

子どもたちに関わる大会等への参加経費助成については、本日現在、文化振興奨励事業は5件で8万3,278円、スポーツ振興奨励事業は24件、55万9,062円の申請があり、多くの方に活用いただいております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（中井康雄君） これで各執行状況の報告は終わります。

◎日程第9 意見書案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業  
施策の充実・強化を求める意見書

○議長（中井康雄君） 日程第9、意見書案第1号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

お諮りします。

この意見書案については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思えます。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号については、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

意見書案第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

意見書案第1号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第1号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の採決をいたします。

この意見書案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 請願第1号 2025年度地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を  
求める請願

◎日程第11 請願第2号 2024年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の採択を  
求める請願

○議長（中井康雄君） この際、日程第10、請願第1号、2025年度地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める請願、日程第11、請願第2号、2024年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の採択を求める請願、この2件を一括して議題にいたします。

ただいま議題となっております請願第1号、請願第2号の2件については、会議規則第

9 2 条第 1 項の規定により、所管の総務厚生常任委員会に付託いたします。  
なお、この請願の委員会審査は、この会期中に終了し報告願います。

### ◎日程第 1 2 報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（中井康雄君） 日程第 1 2、報告第 2 号、繰越明許費繰越計算書についてを議題にいたします。

地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定に基づき、報告を求めます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 報告案件の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、令和 5 年度に一般会計補正予算で繰越明許費の設定を行った各事業について、繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご理解くださいますようお願い申し上げます、ご報告とさせていただきます。

○議長（中井康雄君） 補足説明、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 報告第 2 号、繰越明許費繰越計算書について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー 5 番、議案書をご用意いただきまして、2 ページをお開きください。

令和 5 年度予算において繰越明許費の設定を行いました。まず、2 款総務費につきましては住民基本台帳システム改修委託ほか 5 件、3 款民生費については住民税非課税世帯等臨時特別給付金ほか 2 件、4 款衛生費については診療所エアコン設置工事ほか 2 件、6 款農林業費については産地パワーアップ事業補助金ほか 3 件、7 款商工観光費についてはにぎわいづくり起業家等支援事業補助金の 1 件、1 0 款教育費については調理場エアコン更新工事ほか 1 件であります。

合計で 1 9 件の繰越事業となっており、翌年度繰越額として、合計で 5 億 3, 8 0 2 万 7, 0 0 0 円を令和 6 年度へ繰り越しておりますので報告いたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 説明が終わりました。

報告第 2 号、繰越明許費繰越計算書については、報告済みといたします。

### ◎日程第 1 3 報告第 3 号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（中井康雄君） 日程第 1 3、報告第 3 号、繰越明許費繰越計算書についてを議題にいたします。

地方公営企業法第 2 6 条第 3 項の規定に基づき、報告を求めます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 報告案件の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、令和 5 年度における公共下水道事業会計予算において繰越明許費とした事業

について、繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご理解くださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻施設課長。

○施設課長（川尻年和君） 報告第3号、繰越明許費繰越計算書について、補足説明を申し上げます。

議案書の4ページをお開きください。

繰越明許費繰越計算書であります。

令和5年度、公共下水道事業会計において、繰越明許費の設定を行いました。

1款公共下水道事業資本的支出、1項建設改良費で、浄化センターにおける汚泥処理コントロールセンター外更新工事及びそれに関わる施工監理業務委託の2件となります。

2件の翌年度繰越額の合計は8,516万5,000円となり、令和6年度へ繰り越しておりますので、報告いたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 説明が終わりました。

報告第3号、繰越明許費繰越計算書については、報告済みといたします。

◎日程第14 議案第33号 中札内村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第14、議案第33号、中札内村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨について、ご説明申し上げます。

本案件は、健康保険証の廃止に伴い予想される窓口での事務手続の負担増に対応することを目的として、村独自事業におけるマイナンバーを利用した情報連携を行うために改正しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議ご決定下さいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 議案第33号について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー11番、議案関係資料をご用意いただき、1ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、本条例の制定趣旨についてご説明いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、健康保険証を原則廃止し、マイナンバーカードに一体化されることとなり、12月2日以降は、健康保険証が新たに発行されなくなります。

本村において、健康保険証の券面から受給資格の有無を確認している乳幼児及び児童医療費、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成について、窓口での医療保険情報を確認できなくなります。

このことから、マイナンバー、個人番号を利用した医療保険情報の確認を行うことができるよう、情報提供ネットワークシステムによる情報連携や庁内連携による医療保険情報を確認できるよう、本条例を制定しようとするものであります。

次に、条文ごとにご説明を申し上げます。

資料をご覧いただき、第4条では個人番号の利用の範囲を規定するもので、第1項では、本来、マイナンバーの利用は、行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下、番号利用法に規定された事務に限定されておりますが、番号利用法第9条第2項の規定により、社会保障、地方税、防災に関する事務、その他の事務であつて、法定事務に類似する内容であれば、条例等を根拠に村が独自に行う事業であっても、条例で定める独自事務が可能となり、情報連携できる旨を規定するものです。

次に、第2項は、同一の機関内で保有している他の事務の特定個人情報について、村の庁内連携により利用することができるよう規定するものです。

また、第3項は、第1項及び第2項の改正に伴い、項の繰り下げを行うものです。

次に、第4項は、他の条例や規則において、特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出を義務付けている時は、条例等の改正を要せずとも、第2項に規定する庁内連携により、書面の提出があつたものとみなすことを定めております。

その下、別表第1は、個人番号を利用することができる事務として、乳幼児及び児童医療費、ひとり親及び重度心身障害者等の医療費助成、それぞれの事務を定めております。

また、次の別表第2では、庁内連携する事務と特定個人情報を具体的に規定するものです。

なお、本条例の施行日は、最下段に附則として、公布の日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** これで提案理由の説明を終わります。

議案第33号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○議長（中井康雄君）** 4番木村議員。

**○4番（木村優子君）** 条例の制定については理解をしたのですが、マイナンバーの新規の、12月2日以降から新規保険証の発行がされないということで、マイナンバーカードを利用しての医療機関の受診ということで、マイナンバーカードを申請しているのが、恐らく8割程度交付が済んでいるということで、3月の定例会でご報告あつたかと思うのですが、子どもの医療費ということは、子どもさんの保険証もマイナンバーカードでということになると思うのですが、マイナンバーカードを申請していない方への今後の周知ですとか、取組みをどうされるのかということと、あとは、医療費助成をしていただいているので、窓口では保険証と一緒に医療費助成のカードも一緒に見せていますけれども、そちらもマイナンバーカードで一括で確認していただいて、そのまま手続きができるのかどうか。

その辺りについてお伺いします。

**○議長（中井康雄君）** 平山住民課課長補佐。

**○住民課課長補佐（平山直人君）** 私の方からご回答させていただきます。

マイナンバーカードの未取得者ということの今後の周知と取組みということでございま

すが、周知につきましては、広報ですとか、あと、個別対応といいますか、夜間窓口を設けたりですとか、施設であれば個別対応、施設に行って個別対応をするですとか、そういった方法を取っていききたいなというふうには考えています。

ただ、今現在、誰が取得していないというのを、まだ把握しておりませんので、今後、その把握に努めまして、周知を行っていく予定でございます。

また、受給者証のカード化ということのご質問かなと思いますが、受給者証につきましては、カード化にはならないということになります。

というのは、今回は条例改正で、あくまで保険証の内容を情報収集するための条例改正でございますので、マイナンバーカードと一体化になる条例改正ではございませんので、受給者証につきましては、今までとおり、はがきサイズのもので提示を医療機関に行っていくということになります。

**○議長（中井康雄君）** よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第33号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第33号、中札内村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

休憩をしたいと思います。

午前11時10分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

**○議長（中井康雄君）** 皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

## ◎日程第15 議案第34号 中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

**○議長（中井康雄君）** 日程第15、議案第34号、中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

(森田匡彦村長登壇)

**○村長（森田匡彦君）** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、北海道内において令和12年度に予定している保険料水準の統一化を見据え、段階的な税率等の見直しの必要性があること、並びに全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正に伴い、現行条例の内容を調整する必要性が生じたことから、国保税条例の一部改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長補佐より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** 補足説明、山本住民課課長補佐。

**○住民課課長補佐（山本一美君）** 議案第34号、中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

議案資料の黒ナンバー11番、議案関係資料の4ページ、中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正概要についてにより補足説明申し上げます。

なお、8ページから10ページに新旧対照表がございますが、こちらの説明は省略させていただきます。

まず、説明に入る前に、資料に一部誤りがありましたので、訂正をお願いしたいと思います。

資料の4ページ下段の参考の表中、一番左の欄、上から医療分、医療分、医療分となっておりますが、正しくは、医療分、後期高齢者支援分、介護分となりますので、修正をお願いしたいと思います。

もう1点、同じ表の一番右の欄の下から2行目、9,402円とございますが、こちらは9,344円となりますので、こちらも修正をお願いしたいと思います。

大変申しわけございませんが、訂正をお願いいたします。

それでは説明に入らせていただきます。

今回の改正は、全道で公平に税負担を行うために、北海道が算定する保険料水準の統一化を見据え、段階的な保険税率等の見直しの必要性があることから、税率の一部見直しを図り、また、併せて上部法改正に伴う課税限度額等の一部見直しを図る改正を行うものです。

まず、4ページ、(1)の保険税率についてですが、令和12年度北海道標準統一保険料に向けた保険税率の改正についてですが、条例第3条、第6条及び第8条の関係となります。

医療分の所得割100分の4.30を0.5アップの4.80に、後期高齢者支援金分の所得割100分の1.80を0.15アップの1.95に、介護分の所得割100分の0.90を0.15アップの1.05に改正するものです。

なお、均等割、平等割については、同額据え置きとしております。

下段の表については、参考として改正前、改正後、令和6年度に示された標準保険税率を比較表示しております。

次に、6ページには、モデルケースとして、令和6年度所得をベースとして8ケースを試算し、年税額の増加と上昇率を示しております。

最下段のケース8をご覧ください。

ケース8は、40代夫婦2人と子ども2人の4人家族で、世帯所得が1,000万円の

世帯となっておりますが、現行税率で年間84万7,800円、改正案では年間92万9200円になり、7万3,120円の増加となります。月額に換算すると約6,000円の増加となります。

7ページには、令和5年度の十勝管内の保険税率を比較しておりますので、こちらは参考にご覧いただきたいと思えます。

次に、5ページ、(2)は課税額を規定するもので、賦課限度額の引き上げについてですが、こちらは上部法の改正により改正するもので、条例第2条第3項の関係となりますが、国民健康保険税の課税限度額について、見直し増額が図られ、現行の後期高齢者支援金分22万円が2万円アップの24万円に改正されたことによるものです。

なお、医療分の65万円及び介護分の17万円については、同額据え置きとなっているところです。

影響額については、110万円余りの増額となっております。

次に、下段の(3)は国民健康保険税の減額を規定する減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しについてですが、(2)同様に、上部法の改正により改正するもので、条例第15条の関係となりますが、国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の基準額について、見直し増額が図られ、5割軽減は被保険者1人当たり5,000円、2割軽減は被保険者1人当たり1万円がそれぞれ増加し、軽減を受けられる範囲を広げる改正となります。

なお、7割軽減については同額据え置きとなっているところです。

影響額につきましては、12万円余りの減額となり、(2)の賦課限度額と合わせて100万円余りの増額となります。

最後に、本改正は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するとともに、改正後の規定は令和6年度以降の国民健康保険税について適用いたします。

また、今回の改正内容につきましては、過日、5月20日に開催されました国民健康保険運営協議会において承認を得ておりますことをご報告申し上げ、補足説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** これで提案理由の説明を終わります。

議案第34号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第34号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第34号、中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

**◎日程第16 議案第35号 中札内村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

**○議長（中井康雄君）** 日程第16、議案第35号、中札内村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

**○村長（森田匡彦君）** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、介護保険法施行規則の改正に伴い、現行条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** 補足説明、高桑福祉課長。

**○福祉課長（高桑佐登美君）** それでは、補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー11番、議案関係資料により説明いたしますので、資料の11ページ、新旧対照表をご参照願います。

このたびの改正は、介護保険法施行規則の改正に伴い、同施行規則第140条の6第1号ロ（2）に規定されていた地域包括支援センター運営協議会の定義が、同号イへ移行したことにより、指定介護予防支援の業務委託第14条第1号に規定する地域包括支援センター運営協議会に係る引用箇所を改正するものです。

なお、附則のとおり、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** これで提案理由の説明を終わります。

議案第35号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第35号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第35号、中札内村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

**◎日程第17 議案第36号 中札内村地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

**○議長（中井康雄君）** 日程第17、議案第36号、中札内村地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

**○村長（森田匡彦君）** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の発布に伴い、地域包括支援センターにおける職員配置基準が緩和・柔軟化されたことにより現行条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** 補足説明、高桑福祉課長。

**○福祉課長（高桑佐登美君）** それでは、補足説明をさせていただきます。

同じく黒ナンバー11番、議案関係資料の12ページ、新旧対照表をご参照願います。

このたびの改正は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の改正に伴い、地域包括支援センターの職員配置について、柔軟な職員配置が可能とされたことから、所要の改正を行うものです。

ページ上段、右側、改正後、第1条は、支援を追加する文言修正となります。

その下、地域包括支援センター職員に係る基準及び当該職員の員数、第4条第1項は、地域包括支援センターが担当する区域に置くべき常勤の職員数の員数について、常勤換算により配置することを可能とするものです。

その下、新たに第2項を追加し、複数の地域包括支援センターが担当する区域の場合、1つの区域として、第1号被保険者を合算して、概ね3,000人以上6,000人未満ごとに、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置することで、配置基準を満たすことができるとし、この場合、1つの地域包括支援センターは、3職種のうち2以上の常勤職員を配置しなければならないとするものです。

次に、13ページ上段、改正前の第2項が繰り下がり、第3項として、文中の前項を第1項に改めるものです。

また、改正前の第2項の3行目、地域包括支援センター運営協議会に係る引用箇所を削除するとともに、前のページ、改正後の第4条第1項において、中札内村地域包括支援センター運営協議会設置要綱に規定するとして記載をしております。

なお、本村の被保険者数は、およそ1,150人ほどとなっているため、第3項第2号に該当し、3職種のうち2人の配置基準となっておりますが、3職種を配置した体制となっております。

なお、附則のとおり、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** これで提案理由の説明を終わります。

議案第36号に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第36号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第36号、中札内村地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第18 議案第37号 中札内村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(中井康雄君) 日程第18、議案第37号、中札内村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、地方自治法の一部改正により、現行条例を調整する必要が生じたことから、公営企業の設置等に関する条例の一部改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 補足説明、川尻施設課長。

○施設課長(川尻年和君) 議案第37号、中札内村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

それでは、新旧対照表により説明をさせていただきます。

黒ナンバー11番、議案関係資料14ページをお開きください。

本案件は、ただいま提案説明でありましたように、今回の公営企業の設置等に関する条例の改正は、準用する地方自治法の改正であり、地方自治法における職員の賠償責任の規定の条項が繰り下がったものでございます。

14ページをご覧ください。

8条第1項中の第243条の2の2第8項を、第243条の2の8の第8項に改めるものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用しようとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** これで提案理由の説明を終わります。  
議案第37号に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
議案第37号に対する討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
議案第37号、中札内村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。  
この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 異議なしと認めます。  
したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

## ◎日程第19 議案第38号 中札内村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

**○議長（中井康雄君）** 日程第19、議案第38号、中札内村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。  
森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

**○村長（森田匡彦君）** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、現行の所管省が移管されることから、水道事業給水条例の一部改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** 補足説明、川尻施設課長。

**○施設課長（川尻年和君）** 議案第38号、中札内村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

それでは、新旧対照表により説明をさせていただきます。

黒ナンバー11番、議案関係資料15ページをお開きください。

本案件は、ただいま提案説明でありましたように、今回の水道事業給水条例の改正は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、水道施設の老朽化や耐震化への対応、災害発生時の断水への迅速な対応が求められていることを背景に、これまで、水道整備及び管理行政を所管する厚生労働省から社会資本整備や災害対応に関する専門的な能力及び知見を有する国土交通省へ移管が行われたとともに、水

質基準の策定等に関して、これまで所管省であった厚生労働省から環境省へ移管を行ったものでございます。

15ページをご覧ください。

第5条第1項、第32条第2項、第35条第1項中の厚生労働省令を国土交通省令に改めるとともに、第39条第1項第6号中の厚生労働大臣を国土交通大臣及び環境大臣に改めるものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用しようとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** これで提案理由の説明を終わります。

議案第38号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番宮部議員。

**○7番（宮部修一君）** 今、説明もありましたけれども、全国的に水道管の老朽化や耐震化による更新、そしてまた、災害時の復旧支援やら上下水道との一体的運営をすることなどから、厚生労働省から国土交通省の方へ移管されたということは理解しております。

16ページの方の改正後の条例を見ますと、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者というふうに謳ってますけれども、先ほど、多分水道水の水質検査あたりも、今までは厚生労働省の管轄でしたけれども、環境省の方に移管されるのかなというふうに思います。

今までですと、多分、厚生労働省の管轄ですので保健所あたりで水質検査あたりもされていたのかなというふうに思うのですが、今回、この環境省の方に移管された場合に、その水質検査もしくは衛生検査あたりについては、どこを利用して検査をされるのか。

その点についてちょっとお伺いいたします。

**○議長（中井康雄君）** 川尻施設課長。

**○施設課長（川尻年和君）** 宮部議員の質問にお答えしたいと思います。

この水道検査に関することだと思います。

こちらの部分に関しましては、これまで厚生労働省が管轄で、今後、環境省が管轄になります。

しかしながら、その水質検査につきましては、今までやっていたところで実際に行うことになると思います。

こちらの部分につきましては、水道企業団を利用したり、さらには帯広保健所の方を利用したりというようなことに、以前と同様ということになります。

**○議長（中井康雄君）** よろしいですか。

7番宮部議員。

**○7番（宮部修一君）** 水質検査等については今までどおりということで、企業団やら保健所ということですが、今回、厚生省の方から環境省の方に代わったということで、保健所がそのまま利用できるのかどうなのかというふうに思ってちょっとお聞きしたのですけども。

これ、民間の方でも検査できる場所もあるのかもしれませんが、その辺が今までどおり保健所で利用できるのかどうかということがちょっと心配だったものでお聞きしました。

それと、その水質検査というのは、年にどのぐらいの頻度で検査をされているのか。

もしその辺わかれれば教えていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 川尻施設課長。

○施設課長（川尻年和君） 水質検査の関係でございます。

こちらの方につきましては、基本項目になりますけども、こちらの方の、何項目か、今資料がないので、持ち合わせの資料がございませんので回答はできませんけども、基本的に毎月行っております。

それと、全項目、全ての項目に対しては年1回というような形で取り進めてきている状況でございます。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第38号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第38号、中札内村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

## ◎日程第20 議案第39号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○議長（中井康雄君） 日程第20、議案第39号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、令和5年法律第48号によるマイナンバーカードと被保険者証の一体化に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定に基づき関係市町村の議会の議決を要するため、本案を提出するものであります。

詳細につきましては、担当課長補佐より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、平山住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（平山直人君） それでは、補足説明させていただきます。

黒ナンバー11番、議案関係資料の17ページをお開きください。

新旧対照表により説明させていただきます。

今回の改正は、マイナンバーカードと被保険者証の一体化に伴い、12月2日以降は、被保険者証が発行されなくなることから、被保険者証等の文言の改正が必要となりますので、別表第1を削除するものでございます。

また、第4条の改正は、被保険者証の廃止に直接関係するものではありませんが、広域連合及び各市町村の事務負担軽減の観点から見直しを行うものでございます。

本改正規約の施行日につきましては、北海道知事の許可の日からとなりますが、11月中旬の予定となっております。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** これで提案理由の説明を終わります。

議案第39号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第39号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第39号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

## ◎日程第21 議案第40号 財産の取得について

**○議長（中井康雄君）** 日程第21、議案第40号、財産の取得についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

**○村長（森田匡彦君）** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、パソコン等更新業務について、5月27日に指名競争入札を行った結果、落札しました業者を通して、北海道市町村備荒資金組合より譲り受けようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** 補足説明、中道総務課長。

**○総務課長（中道真也君）** 議案第40号、財産の取得について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー11番、議案関係資料の19ページをお開きください。

今回、取得しようとするものは、パソコン等更新業務で、北海道備荒資金組合の防災資機材譲渡事業を活用し購入するものであります。

本業務は、指名登録業者から5社を選考いたしました。1社から入札辞退の申し出があり、4社による指名競争入札を実施いたしました。

落札業者はアートシステム帯広支店で、予定価格3,463万5,865円に対し、2,805万円で、落札率は80.99%であります。

また、この事業は、備荒資金組合が一旦財産を購入した後、村が譲渡を受けて5年間で支払いを行う事業であります。

契約の相手方は、北海道市町村備荒資金組合となります。

この契約金額に備荒資金組合が定める金利0.3%を加え、当初予算で議決いただいております令和10年度までの債務負担行為によって機器を取得しようとするものであります。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** これで提案理由の説明を終わります。

議案第40号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第40号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第40号、財産の取得についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

## ◎日程第22 議案第41号 財産の取得について

**○議長（中井康雄君）** 日程第22、議案第41号、財産の取得についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

**○村長（森田匡彦君）** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、グループウェアサーバ機器更新業務について、随意契約により契約締結しました業者を通して、北海道市町村備荒資金組合より譲り受けようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** 補足説明、中道総務課長。

○**総務課長（中道真也君）** 議案第41号、財産の取得について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー11番、議案関係資料の20ページをお開きください。

今回、取得しようとするものは、職員のスケジュールや業務管理機能、メッセージや掲示板などの情報共有機能、会議室等の予約を行うグループウェアサーバ機器等の更新を行うもので、ソフトウェア使用のためのライセンス取得及びサーバ機器、無停電装置などの機器更新を行うため、北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業を活用し、購入するものであります。

本案件の購入に際しましては、庁内ネットワークの構築に精通し、既存ソフトウェアからのデータ移行が効率的に行え、さらにサーバ機器等の保守面でも契約の目的を継続的、効果的かつ効率的に達成できる点などから、競争入札に対することが適当でない判断し、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づき、見積業者をアートシステム株式会社帯広支店と選定し、見積書を徴した結果、アートシステム株式会社帯広支店を決定業者とし、予定価格1,155万5,500円に対し、1,015万800円で、落札率は87.84%でありました。

また、この金額に備荒資金組合が定める金利0.3%を加え、当初予算で議決をいただいた令和10年度までの債務負担行為によって取得しようとするものであります。

また、本事業も議案第40号と同様、備荒資金組合が一旦財産を購入した後、村が譲渡を受けて、5年間で支払いを行うものでございます。

契約の相手方につきましては、北海道市町村備荒資金組合となります。

以上で補足説明を終わります。

○**議長（中井康雄君）** これで提案理由の説明を終わります。

議案第41号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（中井康雄君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第41号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（中井康雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第41号、財産の取得についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（中井康雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第23 議案第42号 工事請負契約の締結について

○**議長（中井康雄君）** 日程第23、議案第42号、工事請負契約の締結についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

(森田匡彦村長登壇)

○**村長(森田匡彦君)** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、まちなかキッチンスタジオ外構工事について、5月24日に指名競争入札を行った結果、落札しました業者と工事請負契約を締結しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○**議長(中井康雄君)** 補足説明、中道総務課長。

○**総務課長(中道真也君)** 議案第42号、工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー11番、議案関係資料21ページをお開きください。

まちなかキッチンスタジオ外構工事ではありますが、工事請負契約の締結について記載しております。

本工事は、最低制限価格を設定し、7社による指名競争入札を行いました。

落札業者は永井工業株式会社で、予定価格9,270万8,000円に対し、9,143万2,000円で、落札率は98.62%であります。

工事の概要については、記載にあるとおり、敷地造成工事のほか、園路広場、植栽工事など外構工事一式であります。

以上で補足説明を終わります。

○**議長(中井康雄君)** これで提案理由の説明を終わります。

議案第42号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**議長(中井康雄君)** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第42号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**議長(中井康雄君)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第42号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**議長(中井康雄君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第24 議案第43号 工事請負契約の締結について

○**議長(中井康雄君)** 日程第24、議案第43号、工事請負契約の締結についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

(森田匡彦村長登壇)

○**村長（森田匡彦君）** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、札内川園地トイレ炊事場整備建築主体工事について、5月24日に指名競争入札を行った結果、決定しました業者と随意契約を締結しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○**議長（中井康雄君）** 補足説明、中道総務課長。

○**総務課長（中道真也君）** 議案第43号、工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー11番、議案関係資料22ページをお開きください。

札内川園地トイレ炊事場整備建築主体工事であります、契約の方法は随意契約であります。

随意契約に至る経過についてご説明申し上げます。

本件は、最低制限価格を設定し、7社による指名競争入札を執行したところ、1回目、2回目双方とも予定価格の範囲内の額に至らず、最低入札額の有限会社久保建設と協議を行い、9,229万円で契約しようとするものであります。

予定価格は9,244万4,000円でありました。

工事の概要については、キャンプサイトトイレ及び炊事場、バンガローサイト炊事場、外構工事等を行うものであります。

以上で補足説明を終わります。

○**議長（中井康雄君）** これで提案理由の説明を終わります。

議案第43号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（中井康雄君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第43号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（中井康雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第43号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（中井康雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

## ◎日程第25 議案第44号 工事請負契約の締結について

○**議長（中井康雄君）** 日程第25、議案第44号、工事請負契約の締結についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○**村長（森田匡彦君）** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、上札内地域振興住宅建設建築主体工事について、5月24日に指名競争入札を行った結果、決定しました業者と随意契約を締結しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○**議長（中井康雄君）** 補足説明、中道総務課長。

○**総務課長（中道真也君）** 議案第44号、工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー11番、議案関係資料23ページをお開きください。

上札内地域振興住宅建設建築主体工事ではありますが、契約の方法は随意契約であります。随意契約に至る経過についてご説明申し上げます。

本件は、最低制限価格を設定し、8社による指名競争入札を執行したところ、1回目、2回目双方とも予定価格の範囲の額に至らず、最低入札額の有限会社久保建設と協議を行い、5,346万円を契約しようとするものであります。

予定価格は5,347万1,000円でありました。

工事の概要につきましては、住宅と木造平屋造、1棟2戸及びカーポートの建築工事を行うものであります。

以上で補足説明を終わります。

○**議長（中井康雄君）** これで提案理由の説明を終わります。

議案第44号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（中井康雄君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第44号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（中井康雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第44号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（中井康雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

休憩をしたいと思います。

午後1時まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○**議長（中井康雄君）** それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

- ◎日程第 26 議案第 45号 令和6年度中札内村一般会計補正予算について
- ◎日程第 27 議案第 46号 令和6年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
- ◎日程第 28 議案第 47号 令和6年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
- ◎日程第 29 議案第 48号 令和6年度中札内村簡易水道事業会計補正予算について
- ◎日程第 30 議案第 49号 令和6年度中札内村公共下水道事業会計補正予算について

○議長（中井康雄君） この際、日程第26、議案第45号から日程第30、議案第49号までの令和6年度中札内村一般会計、各特別会計及び各事業会計補正予算についての5件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） ただいま、一括上程議題に供されました各会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入、歳出予算の総額に、それぞれ6,447万5,000円を追加し、総額を56億4,180万5,000円に調整したものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。既定の歳入、歳出予算の総額に、それぞれ2万4,000円を追加し、総額を5億1,682万4,000円に調整したものであります。

次に、介護保険特別会計であります。既定の歳入、歳出予算の総額から、それぞれ3万3,000円を減額し、総額を3億6,696万7,000円に調整したものであります。

次に、簡易水道事業会計であります。収益的支出から347万3,000円を減額したものであります。

次に、公共下水道事業会計であります。収益的支出に7万2,000円を追加したものであります。

詳細につきましては、担当課長及び担当課長補佐より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、はじめに、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 議案第45号、一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー6番、一般会計補正予算書の33ページをお開きください。

まず、給与費明細書ですが、今回の補正における人件費について、はじめに、33ページ下段の比較の欄をご覧くださいと思います。

1の特別職であります。こちらは共済費の追加でありまして、共済組合等負担金の改定によるものであります。

次に、34ページの方をご覧ください。

2の一般職であります。4月1日付の人事異動や昇格に伴う予算の組み替え、扶養人数の変更などを行っていることに伴う増減と、共済費につきましては、共済組合等負担率の改定とともに、人事異動による予算の組み替え、昇格等に伴う標準報酬月額が改定となったことから、共済費を追加しております。

併せて、介護保険特別会計、簡易水道事業会計、公共下水道事業会計についても、人事異動に伴う給与費及び共済費の増減、扶養人数の変更、共済組合等負担率の改定による共済

費の増減を行うものであります。

これにより、人件費と利子積立の追加のみの補正である介護保険会計、人件費のみの補正である簡易水道事業会計、公共下水道事業会計の補足説明は省略をさせていただきたいと思っております。

また、一般会計及び国民健康保険特別会計並びに介護保険特別会計において、歳入では利子額を、歳出では利子積立額を同額追加計上しておりますが、令和6年4月から預金金利が大幅に引き上げとなり、0.002%から0.025%に改定されたことに伴い、当初積立しておりました基金積立分について、一旦解約をし、新金利を適用するため、新たに積立をしようとするものであります。

よって、関連します特別会計での補足説明は省略をさせていただきます。

それでは、これより一般会計の歳出の主なものから説明をさせていただきます。

歳出に係りのある特定財源につきましても、併せて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

また、概ね30万円以上の補正予算額について説明申し上げます。

ページ戻っていただきまして、10ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄中下段、4節共済費、会計年度任用職員労働保険料53万4,000円の追加は、福祉課の欠員補充による会計年度任用職員の新規追加に伴い追加するものです。

次に、11ページをお開きください。

下段、7目電子計算費、説明欄最下段、総合行政システム改修委託147万4,000円の追加は、定額減税に係る差額調整給付に対応するためのシステム改修で、特定財源として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が全額措置されることから、同額を追加するものです。

次に、12ページをご覧ください。

2款総務費、2項企画費、2目広報広聴費、18節地域集会施設等補助金599万円の追加は、興和公会堂建設に伴う村助成金として、対象経費の3分の1を助成するもので、特定財源として、ふるさと活性化基金繰入金を追加するものです。

次に、その下段、コミュニティ助成事業補助金1,080万円の追加は、同じく、興和公会堂建設に伴い、一般財団法人自治総合センターの宝くじ社会貢献事業の1つであるコミュニティ助成事業として、助成金が交付決定したことから、区に対する助成金として、建設費の5分の3を見込み、追加するものであります。

次に、15ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明欄中段、1節報酬、会計年度任用職員報酬219万2,000円の追加は、職員の育児休暇取得に対応する代替職員分について、追加をしようとするものです。

次に、20ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目診療所費、説明欄上段、診療業務監理委託650万円の減額は、通所リハビリテーション事業所開設に伴う備品購入費用について、補助対象経費に参入されるよう、診療業務監理委託から備品購入費への予算の組み替えを行うものです。

次に、その下段、診療所管理用備品715万5,000円の追加は、ただいま説明いたしました委託料からの予算の組み替えをするもので、発注時期の遅れによる価格引上げ分を見込み、追加するものです。

次に、21ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目健康づくり推進費、説明欄上段、会計年度任用職員人件費1,160万9,000円の追加は、職員の欠員補充による職員採用及び雇用内容の変更等により追加をするものです。

次に、22ページをご覧ください。

4款衛生費、2項清掃費、2目墓地火葬場費、説明欄中段、火葬場土壌入替工事124万8,000円の追加は、3月末に発生しました火葬場灯油タンクからの灯油漏れについて、すでに配管修理及び汚染土壌の採掘は完了しており、その後の汚染土壌処理を行うため、費用について追加するものです。

次に、23ページをお開きください。

6款農林業費、2項農業費、2目農業振興事業費、説明欄下段、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金1,213万9,000円の追加は、中札内村農業協同組合が実施する種子馬鈴しょの増産及び安定供給、罹病率低減に対する助成金として追加するものです。

なお、特定財源として、国の持続的生産体系確立緊急対策事業補助金を同額追加しております。

次に、その下段、農地利用効率化等支援交付金267万円の追加は、農業者が融資を受けて経営改善に必要な農業用機械等を導入する際の融資残分に対する交付金として追加するものです。

なお、特定財源として、道補助金の農地利用効率化支援事業交付金を同額追加するものです。

次に、24ページをご覧ください。

4目土地改良事業費、説明欄上段、草刈委託36万4,000円の追加は、西札内防災ダム下流広場の草刈について、当初予算では人員確保が難しかったことから当初予算での計上を見送っていましたが、このたび人員確保の調整ができたことから追加をするものです。

次に、27ページをお開きください。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費、説明欄中下段、修繕料35万円の追加は、除雪センター事務所エアコン設置に伴う既設電源設備増設のため、追加をするものです。

次に、その下段、3目除雪対策費、説明欄下段、会計年度任用職員報酬35万1,000円は、一般技術補助員の採用決定に伴い、前歴換算に伴う加算分について、追加をするものです。

次に、29ページをお開きください。

8款土木費、5項住宅費、1目建築総務費、説明欄上段、中札内村移住促進協議会補助金46万8,000円の追加は、移住定住サブスクプランの利用見込増により、追加をするものです。

次に、30ページをご覧ください。

10款教育費、1項教育総務費、3目学校教育振興費、説明欄中段、修繕料73万9,000円の追加は、修繕実績の増及び中小教員住宅灯油タンク交換等を見込み、追加をするものです。

次に、32ページをお開きください。

10款教育費、5項社会教育費、3目社会教育振興費、説明欄上段、文化振興奨励事業補助金198万円の追加は、申請実績の増及び今後の申請予定を見込み、追加をするもので

す。

なお、特定財源としまして、文化振興基金繰入金を、198万円を同額追加するものです。

続いて、歳入の説明となります。

ページ戻っていただきまして、7ページをお開きください。

上段、1款村税、1項村民税、1目個人1、725万1,000円の減額は、定額減税のうち、個人住民税1万円の減税分として、1,725万1,000円を減額するものです。

次に、その下段、9款、1項、1目地方特例交付金1,725万1,000円の追加は、ただいま個人村民税で説明いたしました定額減税により生じた減収額の補填措置として、国が地方特例交付金として全額措置することとされたことから、個人村民税減収分の同額を追加するものです。

次に、9ページをお開きください。

中段、19款、1項、1目繰越金2,888万3,000円の追加は、今回、補正予算に対応する財源調整といたしまして、令和5年度の決算認定はまだ終えておりませんが、見込むことが可能ですので、追加調整するものであります。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** 次に、平山住民課課長補佐。

**○住民課課長補佐（平山直人君）** それでは、黒ナンバー7番、国民健康保険特別会計補正予算書をご用意いただきたいと思っております。

6ページ目をお開きください。

歳入でございますが、1款国民健康保険税、1項、1目一般被保険者国民健康保険税全体の補正額は2,189万5,000円の減額となりますが、先ほど可決いただきました国民健康保険税条例の一部改正後の税率賦課限度額等により、算定した賦課額として補正を行うものでございます。

ページ下段、4款繰入金、2項、1目国保基金繰入金、1節国保基金繰入金2,189万5,000円の追加は、国民健康保険税の減額により、北海道へ支払う納付金に財源不足が生じることから、基金を取り崩し、その不足を補うものでございます。

以上で、国民健康保険特別会計の補足説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** これで提案理由の説明を終わります。

議案第45号から議案第49号、これら5件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番福原委員。

**○5番（福原一斉君）** ただいまの補正予算について質問させていただきたいと思っております。

22ページの墓地火葬場費、工事請負費124万8,000円ということでございますけれども、灯油漏れの配管修理という説明だったかというふうに思いますけれども、金額として非常に高額なので、詳細を教えてくださいと思います。

**○議長（中井康雄君）** 平山住民課課長補佐。

**○住民課課長補佐（平山直人君）** 私の方から説明させていただきます。

火葬場の土壌入替工事ということで、オイルの配管漏れに伴いまして、まず、土壌掘削をしました。その掘削に係る費用として36万円程度です。

その後、この後復旧工事を行うのですが、埋め戻し作業としまして43万円程度、土も合わせましてそういう値段となっております。

その他経費としまして、土にオイルが混ざっておりますので、その中和作業といいま

すか、そういった作業が必要となりますので、その費用と産廃処分費ということで35万円程度ということで、内訳となっております。

○議長（中井康雄君） 5番福原委員。

○5番（福原一斉君） 金額的に35万円程度の掘削費、それから埋め戻しが40万円ほどと、それから、土壌の中和作業ということで35万円ということだったのですけれども、作業自体が非常にボリューム的に大きかったのかなというふうに、大量に灯油が漏れたのかということで、どれぐらいの面積といたしまして、どれぐらいのものを掘削したのかということをお知らせいただければと思いますけれども。

○議長（中井康雄君） 平山住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（平山直人君） 土の掘削の大きさ的には3メートル四方の、深さが1メートルぐらいの深さになります。

そんなに量的には、灯油缶のホームタンクがほぼ流出したような程度なのですが、実はその時に凍結してしまっていて、内部までは浸透しなかったということで、凍結していた分、深さは深くなく浸透していたということで、そのぐらいの範囲で済んだということになります。

○議長（中井康雄君） 5番福原委員。

○5番（福原一斉君） この配管から漏れてしまった原因というのは突き止められたのかということでお伺いしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 平山住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（平山直人君） 原因につきましては、配管の老朽化も一部あったと思いますが、あと、凍結によって管をつないでいたところが抜けてしまったということが原因になります。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

4番木村議員。

○4番（木村優子君） それでは何点かご質問させていただきます。

一般会計補正予算の補正予算書の12ページ、コミュニティバス運行管理費の中の修繕料13万円の追加、ちょっと少額ではあるのですけれども、修繕内容の確認と、あとは当初では23万円余り修繕料として計上されていましたが、その修繕費用が不足したからということでの理解でよろしかったでしょうかということ、1点まず確認したいと思います。

あとは、17ページの中札内保育園費の一般入件費、先ほど欠員補助で、職員の方1名採用した分で、1名の増加ということで費用計上されているという説明あったのですけれども、恐らく保育園の保育士さん1人を採用したということでの増加かなというふうに、補正予算書では見たのですけれども、欠員だったということで、今定数、最低限用意しなければいけない人員が確保されたという考え方で良かったのかということ、あとは、今年度から国の方では、保育士の配置基準を一部見直して、なかなかその基準どおりに配置ができなくて、保育士さん確保に苦慮されているというようなニュースを最近拝見したので、今後の見通しですね。

欠員だった部分は、今回採用できたということで良かったなと思うのですけれども、この基準が、経過措置はあって、その地域の実情に合わせて、移行期間というか、運営していても良いということなのでも、今後の保育園児さんの人数等も含めて、この基準の見直しが今後のその保育園の保育士さんの人員確保の面でどれぐらい影響する予定なのかということを確認したいと思います。

あともう1点、20ページの母子保健事業費の扶助費ですね。

妊産婦健康診査費5万円と、あとこちら乳幼児健診費9万9,000円で、当初予算では乳幼児健診費というのはもともとなかったのですが、これが新しく追加されているという何か理由がありましたら、ご説明をお願いします。

まず、この3点についてお願いします。

**○議長（中井康雄君）** 下浦総務課課長補佐。

**○総務課課長補佐（下浦強君）** 私の方からは、コミュニティバスの修繕料についてお答えいたします。

修繕の内容につきましては、NOx、いわゆる窒素酸化物を検知するセンサーが、年度当初、4月すぐに故障しまして、12万2,870円の修繕が発生したところでございます。

修繕としましては、おっしゃるとおり予算では23万6,000円の当初予算で計上しておりまして、その内訳につきましては、車両修繕が10万円、それからバス停留所の修繕ということで13万6,000円、これを見ておりました。

今回、車両修繕として見ていた10万円分が、今回、故障によりまして12万2,870円の修繕費がかかりましたので、車両修繕の10万円分の予算が年度当初でなくなったということで、今回、使用した12万2,870円分に相当する13万円を、車両修繕代として追加させていただこうと考えているところでございます。

**○議長（中井康雄君）** 高桑福祉課長。

**○福祉課長（高桑佐登美君）** それでは、木村議員の2点目からの質問にお答えをしたいと思います。

まず、保育園の1名分の採用の件ですけれども、昨年度の欠員の補充ということで、1人採用が決まったということで、1名採用になっています。

ただ、現実には、育児休暇が年度途中から今年度入った職員もいますので、たまたま年長さんのクラスが1クラスということもありますので、今現在は、副担任も含めて対応はできているというような状況であります。

2点目の配置基準のところでございますけれども、ちょっと配置基準の資料、手元にはないのですが、もともと配置基準がかなり厳しい状態というかきつい状態で、それよりも人数を、パートさんや副担任の先生も含めてですけれども、配置をしているということで、配置基準が今足りていなくてという状況ではないというふうに思っています。

ただ、現状としましては、保育の部分については、何と申しますか、保育士さんの手がかかるところでもありますので、現状、本当にどのぐらい必要なのかというのは、それから今後の保育に係るニーズと申しますか、対応のところも含めて、適正な人数というのはどうなのかなということは、内部では業務の観点から考えていきたいというふうには思っているところです。

最後の乳幼児健診の扶助費の関係ですけれども、ここの部分は新たに新規事業で1ヶ月健診、子どもが生まれた後の1ヶ月健診のところを助成するというような事業で、当初予算、委託料で見えておりました。

北海道の協定に参加している医療機関が取りまとまって、それに協定に参加するという形で委託料で当初見えていたのですが、実際今、管内の1ヶ月健診に対応している医療機関と、その協定のところがまだちょっと整備がされていない状況で、委託料での支払いがちょっと今滞っているという申しますか、今ちょっと状況を見ているということで、扶助費でその間対応したいということで予算を見たということが一つあります。

それ以外に当初見ていませんでした北海道以外の、道外に里帰りをされた時の委託料、道外に里帰り出産をされて1ヶ月健診を受けた時の部分については、ちょっと当初見ていませんでしたので、そこも含めて扶助費の方で今回予算を計上させていただいたというところでございます。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） わかりました。

まず、コミュニティバスの修繕については、内訳、今ご説明いただいたのでわかったのですけれども、コミュニティバスの運行が開始されて、車両自体はもうすぐ8年ぐらいになるのかなと思うのですけれども、大体、民間企業さんのバスの減価償却費というのですか、耐用年数と、自治体さんが運用されるのは少しちょっと基準違うかもしれないのですけれども、一応、国土交通省さんで推奨している見直しの期間というのが、大体10年ぐらいで入替えなりいろいろ考えてくださいということの方針が出ていて、今8年ということで、あと2年でくるくる号の今後どうしていくか、車両入替えになるのかわかりませんが、そういったところも考えなければいけないのかなというふうにちょっと考えていて、修繕が、大体年数が経ってくると一気に修繕費がその年でドンって出たりするので、そのあたりの見直しですね、今後のくるくる号の車両についてもそうなのですけど。

そのあたりを今どう考えているのか。

今後のくるくる号の運営をどうしていくかにも関わってくるので、その辺のもし見通しが、今のところ何か考えがあるならお聞かせいただきたいと思います。

保育園の保育士さんの件はわかりました。

先ほど、扶助費の方で、今回見ているということで、委託料の方、特に予算組み替えるという形ではまだ考えてはないのですよね。

ということで理解をしたのですけれども、実際今もう2ヶ月ぐらい、4月、5月、6月入ったところですが、1ヶ月健診を受けられて、この補助を使われている方が実際にらっしゃるのかどうかということについて、再度お伺いします。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） ただいまの扶助費の関係になりますけれども、1ヶ月健診の方は、委託料、今回組み替えをしていないのですけれども、この後、協定が結ばれる可能性もありますので、ちょっと今回は補正をしないで、そのままにさせていただいております。

その後のご質問で、今までに扶助費で対応した方がいらっしゃるかどうかということなのですが、産後健診も含めて6月中旬以降にその協定が締結されていく今予定であります。

なので、この4月以降に健診を受けた方については、それぞれ3名ほど扶助費の対応として償還払いをさせていただいております。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） くるくる号の関係でございますけれども、車両の年数につきましては、おっしゃるとおり8年が経過しております。今後、車両、年数によって走行距離ですとか、年数を見ながら、入替えもしくはいろんな形態考えられますので、そういったことは長期計画であるまちづくり計画の中にも盛り込みながら、車両の状況は見ていきたいというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

6 番戸水議員。

**○6番(戸水隆君)** それでは、ページナンバー12ページの2番広報広聴費、コミュニティ活動費の件で質問します。

この中の地域集会施設等補助金、コミュニティ助成事業補助金、これは興和の会館というお話がありましたけども、これにちょっと一つ聞きたいことがあるのですが、これはあくまでも新築ということが対象だと思うのですが、既存の公会堂もしくは会館等の大修繕というのですか、例えば、屋根の修繕、壁の修繕、中のトイレだとか、そういったものは対象というのかな、応募するのですか、これは。

そういったものはできるのかどうか。

それともう一つは、先ほど、福原議員が質問された火葬場の灯油タンクの漏れということで付随した質問なのですけども、自分、最初は、ちょっとこの間基線から通って、基線から見たのですけども、あの火葬場の北側にある2つあるタンクですよ。

多分そうだと思うのですけども、あそこなかなか人気がないというのかな、意外と隠れたところにあるので、自分最初、何かいたずらとか、そういったことがあったのかなとは思ったのですが、これは凍結によって管が抜けたということだったので。

ちょっとこういう機会ですから、ちょっと一つ聞きたいなと思ったのですが、村にもそういった燃料を保管しているものが何箇所かあると思うのですけど、今このご時世、結構ニュースなんかで見ますけども、燃料等が今高騰していて、灯油を盗まれたとかというニュースも結構ありますから、そういった点の防止対策というのですかね、そういうのも何かやられているのかお聞きしたいと思います。

**○議長(中井康雄君)** 山崎副村長。

**○副村長(山崎恵司君)** 火葬場の灯油タンクのところについてのみちょっと、どういうチェックの仕方しているかだとか、その辺だけお答えしたいと思います。

火葬場ですので、1回の火葬でどの程度燃料を使うかというのは常時見ています。

ですから、1回当たりで残量を確認し、ですから、それが思ったよりも減っていれば、次の火葬の時に足りないということになってしまいますので、必ずそれ1回1回残量を確認しておりますので、抜かれただとかそういった行為があった時には、もともと申告してあった残量と合わないってということになりますから、その点は抜かれたりだとか、その辺については大丈夫かなというふうに思います。

ただ、鍵をかけているわけではないということがありますから、そういったことはちょっと懸念事項としてはあるかなとは思いますが。

また、配管については、これまでも草刈りの時に、銅管傷つけたりだとかということがあります。

ただ、今回、火葬場のやつについてはすべてケース管に入れてありますので、そういった部分は基本的にはなかった。

ケース管の中から漏れるように出ていたのを確認したので、いってみれば、その部分については、配管すべてを交換して修繕かけたということでございます。

**○議長(中井康雄君)** 中道総務課長。

**○総務課長(中道真也君)** 地域集会所の改修の関係でお答えさせていただきます。

まず1点目の村の助成の方ですね、地域集会所等の建設及び改修費補助というのがございまして、こちらは3分の1の助成金の制度になっておりまして、こちらですと、屋根の葺き替え、天井の張替え、床の張替え、壁の貼り直し、給排水の改造、便所の改造、水道の布設、塗装など、こういったものが対象経費となって、3分の1の助成。水道の布設になる

と2分の1になりますけども、そういった助成になります。

また、宝くじの方の助成金の関係ですけども、実施要綱の中では、コミュニティセンター助成事業ということで、建設または大規模修繕や備品の購入というのも一応対象にはなっていますけども、ちょっと大規模な修繕がどこまでの範囲なのかというのはちょっとご相談いただければなというふうに思います。

要綱の中では、一応対象の中には含まれるということでご理解いただきたいと思います。

**○議長（中井康雄君）** 6番戸水議員。

**○6番（戸水隆君）** わかりました。

火葬場については理解しました。

ただ、鍵も何もしない、ちょうどあそこは本当に人気がないところですから、そういった犯罪みたいなものも起こり得る可能性もあるということで、今後とも気を付けていただきたいなと思います。

また、コミュニティ助成事業補助金ですか、自分も調べました。

同じことを言われたのですが、果たしてどこまでがどうなのかというのがちょっとわからなかったものですから。また、自分も勉強したいと思います。

**○議長（中井康雄君）** ほかに質疑はございますか。

3番大和田議員。

**○3番（大和田彰子君）** 21ページの会計年度任用職員人件費のところに関連する内容なのですけれども、今回、5月の広報でしたか、新職員の紹介のところ、福祉課で3名の方が職員となったのだなということがわかったのですけれども、それに関連して、今回、地域包括支援センターの条例改正ということで、職員の配置基準が変わったという部分と、今回、そうやって職員が増えるということで、先ほど、柔軟な職員配置となったということで、随分福祉課の方々って本当に福祉から保健、保育園と、本当に大変な業務だなと常日ごろ思っておりますけれども、そういった意味で、少し仕事内容と、それから、住民に対してのサービスとか、そういうのが変わっていくのかしらって思っておりますので、その部分ちょっと説明していただきたいと思います。

**○議長（中井康雄君）** 高桑福祉課長。

**○福祉課長（高桑佐登美君）** 先ほど条例改正させていただきました柔軟な対応というのについて、ちょっと若干補足をさせていただきますと、今まで常勤配置というふうになされていた、1人の人が常勤配置とされていたものが、常勤換算ができるというふうになったというあの改正になります。それは例えば、1人の職員が午前中勤務して、もう1人違う人が午後勤務した。2人なのですけれども、午前と午後で1人ということで換算できるようになりましたというような改正の方になります。

実際うちの村で包括の職員というのは、配置基準では2ということですが、先ほど3職種がいますというふうにご説明をさせていただいたのですが、実際は常勤が3と非常勤が4人の4人体制で、兼務もしながらですけれども、勤務をしているというふうな状況になっています。

今回、5月の広報で1人、ケアマネージャーが配置になったという、介護支援専門員が1人配置になりましたけれども、その部分については、業務を分担できるようになったので、その部分については、ちょっと人手という部分では、ちょっと良くなったかなというふうには思っているところです。

この21ページの会計年度任用職員の人件費の関係になりますけれども、ここは実は、健康づくりを勧めている保健グループの方の担当する会計年度任用職員の人件費というふ

うになっています。

今ちょっと保健師の方で人員がちょっと不足している部分がありますので、そこも含めて、今回、補正予算として計上させていただいたというところでございます。

**○議長（中井康雄君）** よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

7番宮部議員。

**○7番（宮部修一君）** それでは何点かお伺いいたします。

先ほどから出ております12ページのコミュニティ補助金についてですけども、今回、興和会館が新しく、集会所建設されるということで、自分の記憶の中では、多分6件目ぐらいになるのかなというふうに思いますけれども、結構これ、補助率も高いですし、自分の行政区の負担というのは1割程度で済むので大変助かる補助事業だなというふうに思っています。

村内の中で、まだ今後こういった補助事業を利用して、集会所あたりを建設したいというような申請といたしまししょうか、話が出てきているのかどうなのか。

その点について1点お伺いをいたします。

それともう1点は、23ページの農業振興事業費の持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金の1、200万円ですけども、先ほどの説明聞いていますと、JAさんの方で種子芋の生産確立かというような説明をされたのですけども、その種芋だけに対する補助金なのか。

それをちょっと、まだほかにはないのかどうか、ちょっとお伺いいたします。

あともう1点目が、28ページの定住対策費ですけども、この中に金額的には大変小さいのですけれども、移住体験住宅利用報償で4万2,000円ほど追加補正が出ております。

これ、どういう報償費だったかなと思ってちょっと調べてみましたら、予算の段階の中で、移住体験者が村内で使える商品券、1件当たり3,000円分ということで、5万4,000円ほど当初予算で見ていたのではないのかなというふうに思うのですけども、今回、先ほどの執行状況報告の中でも、移住体験の予約がかなり多いということで、9月末で11世帯ぐらいの予約が入ってきているということで、それに対する今後の増加見込みを見込んでこの報償費の4万2,000円の追加を見ておられるのか。

それとも何か違った報償を考慮しておられるのか。

その点についてお伺いをいたします。

**○議長（中井康雄君）** 中道総務課長。

**○総務課長（中道真也君）** コミュニティ助成事業の関係でお答えをいたします。

その他の申請状況はあるのかというお話かと思えます。

ほかの行政区からも複数のお問合せは来ておりました。

ただ、会館の建っている土地が個人の名義になっていたりだとかということで、相続の手続きをしなければいけないとか、そういったことでちょっと手続きが思うように進まないというところでのご相談もありましたし、建物が誰の所有なのかというのがはっきりわからないという行政区さんもお相談が来ておりましたので、具体的にまだ申請に至るぐらいの規模での申込みは、今の段階ではございません。

相談のみということでご理解いただければと思います。

**○議長（中井康雄君）** 尾野産業課長。

**○産業課長（尾野悟里君）** それでは、私の方から、23ページの持続的畑作生産体系確立

緊急対策事業補助金の関係を説明させていただきます。

この補助金につきましては、先ほど補足説明でもあったとおり、基本的には種子馬鈴しょの安定生産、いわゆる増産体制に係る部分と、あとは罹病率の低減対策に取り組むということで、まずこの2点で補助金が大体890万円ほどの補助金が入っております。

それ以外の部分につきましては、甜菜の部分で、補助金が320万円ほど入っております。この甜菜の部分につきましては、近年、甜菜の褐斑病が全道的に見られるということもございまして、こういった病気の予防対策ですとか、生育状況の調査、こういった費用に充てるということで、今回、補助金が国の方から交付されているということになっております。

**○議長（中井康雄君）** 川尻施設課長。

**○施設課長（川尻年和君）** 定住対策費の報償費の4万2,000円の追加補正であります。

こちらの部分につきましては、当初予算においては、移住体験住宅、こちらの部分につきましては、2戸ということで、当初予算を計上させていただきました。

その後、予算議決後に、教育委員会とも協議しながら、昨年度まで利用していた交流の杜の移住体験住宅、当初はこちらの住宅を利用できないというような、利活用できないような状況もあって、当初予算では予算計上にはしていなかったのですが、今回、移住体験住宅を2戸から3戸になったということもあって、その分に係る消耗品、さらには燃料費等を補正するとともに、報償費につきましては、その分に係る商品券の追加補正ということになります。

**○議長（中井康雄君）** 7番宮部議員。

**○7番（宮部修一君）** 宝くじのコミュニティ補助金ですけれども、出せば必ず当たるというものではないと思いますけれども、かなり高い確率で中札内村のこの集会施設あたり、当たってきているのではないかなというふうに思います。

当たればかなり、大変助かることなのだと思いますけれども、ほかの町村あたりでもこういった集会所やら会館の建設あたりというのに利用されているのかどうなのか。他町村の利用状況というのはどうなっているのか。

中札内の非常に当たる確率が高く感じているものですから、その辺も何か調べられたことがあるのであれば、ちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

あと、持続的畑作生産体系の補助金ですけれども、種芋だけではなくて、甜菜の褐斑病対策にも充てられるということで、確かに昨年、猛暑の影響で褐斑病が、村内だけでなく十勝、全道的に多かったのかな。

ということで、やはりこの褐斑病の影響でかなり糖分やら、多分、収量にも影響しているのではないかなというふうに思いますけれども、JAさんでこの補助金を申請した時に、この褐斑病対策の予防策ということで、どういう中身でこの補助申請をされたのか。

農薬助成ですとか、先ほど、生育調査あたりも兼ねているという説明でしたけれども、もう少し何か褐斑病対策の具体的な申請案というのがわかるのであれば、教えていただきたいと思います。

あと、移住体験住宅の方の報償につきましては、わかりました。

**○議長（中井康雄君）** 中道総務課長。

**○総務課長（中道真也君）** コミュニティ助成事業の道内の申請状況というか、のお話かと思えます。

ちょっと今手元に正確な数字等は持ち合わせておりませんが、道内の実績等を見ま

すと、件数はもう、なくはないですけど、かなり少ないです。

うちのように、議員言われていましたとおり、今回6件目の公会堂で助成当たっていますけども、中札内村の場合、村単独の、先ほどちょっとご説明させていただきましたけども、地域集会所の助成金が村で当たっているというのが、財源負担が非常に少なくて済むということで、財源的にも行政区の負担が少なくて建つということで、うちが有利な制度に乗っかっているという状況が背景にあるのかなというふうには分析をしているところでございます。

**○議長（中井康雄君）** 尾野産業課長。

**○産業課長（尾野悟里君）** それでは、私の方から、甜菜の生産実証事業の中身なのですが、先ほど宮部議員がおっしゃったとおり、昨年、全道的に甜菜の褐斑病がかなり発生したということもございまして、今年度、北海道農業協同組合の中央会の方が、全道一斉にこういった褐斑病発生圃場の見回りですとか、データ収集、こういったものを統一的に取組むということで、それに係るいわゆる経費、役務費というのを国の方に申請しているというところでもございまして、基本的に10アールあたり330円ほどの役務費を統一的に国の方に、今回、補助申請をして採択がされているというところでございます。

**○議長（中井康雄君）** 7番宮部議員。

**○7番（宮部修一君）** 持続的の補助金についてはわかりました。

この集会施設の方ですけれども、意外とほかの町村ではあまり申請がそんなに挙がっていないということもあって、意外と当たる確率も高いのかなとも思いますけども、多分うちの村内の中でも結構古い集会所というのはまだ結構あると思います。

先ほど課長から話もありましたけども、土地の絡みやら、建物の絡みで、所有者がちょっとわからないと。

今後、私一般質問でまたちょっとお聞きすることもあるかもしれませんが、そういったことでなかなか話が進まないというような面もあるのかなというふうに思いますけれども、かなりそういった古い集会施設等もございますので、また今後、地区住民の皆さん方と相談に乗って、少しでもこういった有利な補助金を使って建設できればなというふうに思いますので、各地区の相談に乗っていただければというふうに思います。

**○議長（中井康雄君）** ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** これで質疑を終わります。

議案第45号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第45号、令和6年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中井康雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議案第46号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第46号、令和6年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議案第47号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第47号、令和6年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議案第48号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第48号、令和6年度中札内村簡易水道事業会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議案第49号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第49号、令和6年度中札内村公共下水道事業会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

お諮りします。

明日5日から9日までの5日間、議事日程の都合により休会とし、10日午前10時から本会議を再開したいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(中井康雄君)** 異議なしと認めます。

したがって、明日5日から9日までの5日間は休会し、10日午前10時から本会議を再開することに決定しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 1時59分